

## 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター常勤役員の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）評議員及び役員並びに顧問の報酬及び旅費に関する規程第2条第2項の規定に基づき、常勤役員（以下「常務理事」という。）の勤務及び報酬並びに旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 センターに勤務する日は、月曜日から金曜日までとし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(報酬)

第3条 常務理事の報酬は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料の月額)

第5条 給料の月額は、254,400円とする。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、毎月21日（その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その前日においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

2 常務理事が退職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは、その日の属する月の末日まで給料を支給する。

(地域手当)

第7条 地域手当の月額は、給料の月額に100分の14を乗じて得た額とする。

2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の額の計算方法は、正規職員の例による。

2 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月及び12月に支給する。

2 期末手当の額は、給料月額にこれに対する地域手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額とする。

3 支給日は、正規職員の例による。

(勤勉手当)

第10条 勤勉手当は、6月及び12月に支給する。

2 勤勉手当の額は、給料月額にこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の40.0を乗じて得た額とする。

3 支給日は、正規職員の例による。

(退職手当)

第11条 退職手当は、支給しない。

(旅費)

第12条 センターの業務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、正規職員の例による。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の規程第10条第2項の規定は、平成26年12月に支給する勤勉手当から適用する。

(給与の内払)

- 3 前項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の規程の規定に基づいて支給された勤勉手当は、第1条の規定による改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第10条第2項の規定は、その基準日が平成27年12月1日である勤勉手当から適用する。

(給与の内払)

- 3 改定後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(給料の改定に伴う経過措置)

- 4 平成28年4月1日の前日から引き続き同一の給料の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第5条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の第10条第2項の規定は、その基準日が平成28年12月1日である勤勉手当から適用する。

(給与の内払)

4 改定後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年3月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第5条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の第10条第2項の規定は、その基準日が平成29年12月1日である勤勉手当から適用する。

(給与の内払)

4 改定後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。